

国の就学支援金および福井県就学支援事業補助金について

- ・国の就学支援金制度、福井県就学支援事業補助金制度は全生徒が対象です。
- ・保護者の所得(市町村民税所得割額)に応じて、国の就学支援金、さらに県の就学支援事業補助金制度により、授業料、施設設備費等、入学金が減免されます。また、生活保護受給世帯、非課税(0円)世帯には奨学給付金が支給されます。(下表参照)

【減免区分・減免額一覧】

区分	減免区分	①	②	③	④	⑤	⑥
		市町村民税所得割額の区分(注1)	生活保護	非課税(0円)	51,300円未満	154,500円未満	304,200円未満
	保護者年収の合計の目安(注2)	250万円未満		250万円以上 350万円未満	350万円以上 590万円未満	590万円以上 910万円未満	910万円以上
国	授業料(支援金支給)(月額)	24,600円 (2.5倍加算)		19,800円 (2倍加算)	14,850円 (1.5倍加算)	9,900円	—
県	授業料(減免)(月額)	0円		1,750円	2,816円	—	—
	施設設備費等(減免)上限7,500円	7,500円 (全額)		3,750円 (半額)	2,500円 (1/3)	—	—
	入学金(減免)(注3)	92,350円 (全額)		46,175円 (半額)	46,175円 (半額)	—	—
	奨学給付金(返還不要)	52,600円	84,000円または 138,000円(注4)		—	—	—

- (注)1 支援金の低所得世帯加算や県の減免補助の要件審査に当たっては、保護者(両親の場合は二人分の合計)の所得を基準に、『市町村民税所得割額』が確認できる『課税証明書』をもとに行われます。
- 2 上記所得割額は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の年収を想定したものです。
- 3 入学金の減免は、県立高校の入学金相当額(5,650円)を差し引いた額が基準となります。入学金は一旦納入いただき、減免確定後、減免された額を返却することになります。
- 4 入学される生徒さんが第2子以降で、兄・姉が全日制高校生及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている家族である場合は138,000円、それ以外の場合は84,000円支給されます。

《参考》平成30年度入学金(福井県就学支援事業補助金適用)

(円)

入学金	各区分毎の減免後の入学金(実納入額)					
	①	②	③	④	⑤	⑥
98,000	5,650		51,825		98,000	

《参考》平成30年度学納金一覧(国の就学支援金および福井県就学支援事業補助金適用)

(円)

基本月額学納金(減免前)	学科・コース		減免対象			減免対象外	合計	各区分毎の減免後の月額学納金(実納入額)						
			授業料	施設設備費等				教育振興会費	①	②	③	④	⑤	⑥
	進路指導費	実験実習費		施設運営費(冷暖房費含)										
	普通科	特別進学	24,600	3,600	1,500	6,000	4,000	39,700	7,600	7,600	14,400	19,534	29,800	39,700
		進学												
	普通	1,800		2,400										
	情報商業科													
	ファッションデザイン科													
調理科	38,800	6,700	6,700	13,500	18,634	28,900	38,800							

- 1 平成31年度の学納金は未定です。参考として平成30年度学納金を記載しています。改定等がある場合は入学時にお知らせします。
- 2 入学手続き時には、入学金のほかに「制服、体操服、教科書等」の購入費として約15万円必要です。(ただし、調理科については実習着、包丁セットも購入のため、さらに約6万円必要です。)
- 3 入学金以外の学納金は、原則として毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に銀行口座より、口座振替します。
- 4 修学旅行の費用は約13万円です。毎月10,000円を学納金と共に口座振替します。
- 5 その他、諸経費集金として毎月定額(学科により、1学年時は3,000円～8,000円)を学納金と共に口座振替します。